

平成29年度 事業計画

企画・総務部会

(1) **全県対象の事業活動の総合企画・調整**

全県対象の青少年育成事業の企画・調整を行う。

(2) **市町民会議との連携強化**

市町民会長会議、ブロック会議等により、県民会議と市町民会議との連携を強化する。県内5ブロックの活動強化に資する。

(3) **会員総会**

会員総会において、活動状況の会員への周知、会員相互の交流・親睦を図る。

(4) **青少年健全育成福井県民大会**

「青少年健全育成福井県民大会」を通して、青少年健全育成についての理解を深め、県民意識の高揚を図る。

開催日 平成29年11月18日(土)

場 所 あわら市中央公民館

(5) **表彰関係**

各種表彰・顕彰制度の在り方の検討、受賞者の推薦を行う。

(6) **新規会員の募集**

仲間の確保と財政基盤の確立のため、個人、団体、企業の新規会員募集等に取り組む。会員バッジと「地域のおじさん、おばさん運動」ワッペンを着用し広報に努める。

(7) **青少年育成一灯基金（すくすく募金）**

年間300万円を目標に募金活動を行う。

広報・啓発部会

(1) **機関紙「青少年ふくい」の編集・編纂**

本法人の活動や青少年健全育成に関わる情報をまとめた機関紙「青少年ふくい」を編集・編纂する。

(2) **「青少年の自立性を高める体験支援事業」の普及・広報**

市町民会議と連携し、青少年の他者を思いやる心、あきらめない心を育み、社会のルールを身に付け、自立性ある青少年を育成するため、体験活動等を支援する。

①ア. 体験活動（自然体験・仕事体験・地域貢献活動・交流活動等）の支援

イ. 大人（親）への応援講座の支援

②企業・店舗等への協力依頼

- (3) **見守り活動の推進・広報**
 - ・登校時の見守り活動の強化 ・夕方時間帯の見守り活動の推進・ 事案発生時の重点見守り活動への協力 ・「夕方見守り県民運動の日」(毎月18日)などの啓発
- (4) **「家庭の日」、「青少年育成の日」の広報・啓発**
 - 「家庭の日(毎月第3日曜日)」、「青少年育成の日(毎月15日)」を広報・啓発
- (5) **テレビスポットを使った広報啓発**
 - 「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」、「子ども・若者育成強調月間(11月)」に、テレビスポットを使い広報啓発
- (6) **育成標語の募集・発行**
 - 家族でつくる青少年健全育成標語を募集し、優れた作品については発表する。標語を活用し、意識啓発の効果を高める。
- (7) **啓発録の普及・啓発**
 - 郷土の偉人である橋本左内先生の「啓発録」について、県内の中学生に対し立志式等関連行事を通じ、広報・啓発に努める。
大人への啓蒙・啓発に活用するため、「大人のための啓発録」を改訂する。
- (8) **大人が変われば、子どもも変わる ～地域のおじさん、おばさん運動～**
 - 「地域のおじさん、おばさん運動」ワッペン・「大人のための啓発録」の活用
- (9) **青少年の非行・被害防止全国強調月間、子ども・若者育成支援強調月間の広報**
 - 7月と11月のそれぞれの強調月間期間中、広報啓発に努める。
- (10) **青少年をまもる夏の県民運動、青少年をまもる年末年始の県民運動の広報啓発**
 - 夏(7月、8月)および年末年始(12月16日～1月15日)の運動期間中に広報啓発に努める。

事業・育成部会

(1) 青少年育成研究大会

大会テーマ作成等研究大会の運営方法の検討、大会結果の周知徹底を図る。

開催日 平成29年5月27日(土)

場 所 福井県中小企業産業大学校

(2) 青少年の社会参加実践活動の促進

①青少年団体活動への助成

市町民会議や青少年団体が実施する特別事業に対し、補助金を交付する。

②青少年団体実施事業への協力・後援等
関係団体の事業に対し協力・後援を行い、青少年の育成活動を支援する。

(3) 青少年育成指導者の研修・養成

- ①青少年育成推進指導員の役割を明確にするため、研修会等を開催する。
- ②市町民会議の青少年育成推進員と青少年育成推進指導員との連携を図る研修会等の支援を行う。
- ③青少年育成アドバイザー協議会との連携を図る。(活動の場の提供)

(4) 少年の主張コンクール・海外研修派遣

- ①ブロック審査会等市町民会議活動の促進
市町民会議が主体になり、学校への要請、ブロック審査会を開催することにより、学校の理解が深まり、より多くの中学生の参加を促す。
- ②県大会の開催（県民会議＝会場校調整、審査会・表彰の実施）
中学生が日頃考え、感じていることを広く社会に訴えることにより、社会の一員としての自覚を高める。
ブロック審査会の優秀者および県大会出場者については表彰する。
- ③海外研修への派遣
「少年の主張」コンクール県大会の上位入賞者1名を少年海外派遣事業に派遣する。